

平成27年度 市民委員会資料②

【コンビニ交付の開始に向けた取組状況について】

資料

コンビニエンスストアにおける証明書の交付（コンビニ交付）の開始に向けた取組状況について

市民・子ども局

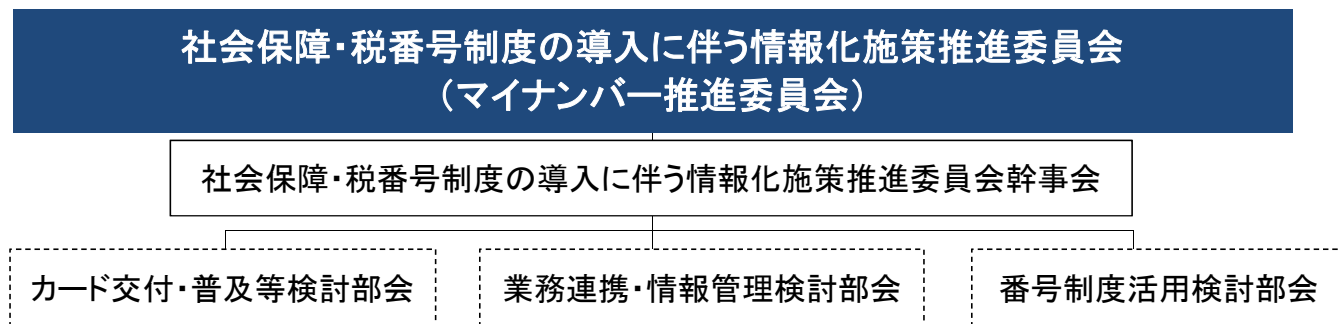
(平成27年6月5日)

コンビニエンスストアにおける証明書の交付(コンビニ交付)の開始に向けた取組状況について

1 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは

- 平成25年5月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)等に基づく制度です。
- 個人番号(マイナンバー)は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現等の効果が期待されます。

2 本市における検討体制



3 コンビニ交付開始の目的

- 市民の利便性の向上と証明書交付窓口の混雑緩和を図ることを目的として、コンビニエンスストアにおける証明書の交付(以下「コンビニ交付」といいます。)の開始に向けた取組みを進めています。
- コンビニ交付開始後は、区役所及び支所等に設置しています行政サービス端末による証明書交付をコンビニ交付へ切替えることにより、将来的な財政負担の軽減が図られるものと考えます。

4 コンビニ交付の概要

市民



- 市民自らが店舗内のマルチコピー機等を操作するため、コンビニ事業者等の従業員等を介することなく証明書の交付を受けることになります。
- マイナンバー制度の導入にあわせて、個人番号カードを使用したコンビニ交付を平成28年1月(予定)から開始します。
- コンビニ交付を導入することにより、全国約47,000店舗(うち市内約530店舗)のコンビニエンスストア等で証明書の取得が可能となります。
- 主なコンビニ交付参加事業者としては、セブン-イレブン(約17,200店舗)、ローソン(約11,000店舗)、サークルKサンクス(約6,300店舗)、ファミリーマート(約11,200店舗)等があります。

5 実施内容

○取扱証明書

- ①住民票の写し
- ②住民票記載事項証明書
- ③印鑑登録証明書
- ④市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書
- ⑤戸籍の附票の写し
- ⑥戸籍全部(個人)事項証明

○利用できる方

川崎市内に住民登録のある方で、個人番号カードをお持ちの方が利用することができます。

○利用時間

地方公共団体情報システム機構のコンビニ交付サービス提供時間は最大で6:30~23:00とされていますので、市民の利便性等を考慮し、当該提供時間の範囲内で今後決定します。

○交付手数料

コンビニ交付における手数料については、現行の証明書の交付手数料を参考に検討します。

6 スケジュール

平成27年				平成28年		
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	★10/5番号法施行(マイナンバー制度開始)					
	通知カード・個人番号カード交付申請書の送付					
	↓					
	個人番号カードの交付申請(希望者のみ)					
				個人番号カード交付(無料)		
平成27年4月~コンビニ交付システム開発等				証明書のコンビニ交付		

7 今後の取組等

- 市政だより、市ホームページ等の広報媒体を中心に、マイナンバー制度に関する周知と連携し、コンビニ交付の普及に向けた効果的な広報を実施します。